労働環境確認表（使用している全ての労働者の労働環境について、本表提出時の実態に基づいて記入すること。）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 使用している労働者数 | 総数　　　　人 | うち正職員　　　　人 | うちﾊﾟｰﾄ・ｱﾙﾊﾞｲﾄ　　　　人 | うち左記以外の職員　　　　人 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 確認項目 | 確認結果 |
| １ 労働条件 | ⑴　労働契約に定める労働条件は、労働基準法で定める基準による適正な内容である。【基準法１３】 | はい・いいえ |
| ⑵　労働契約の締結に際し、労働者に対して労働条件を明示している。【基準法１５】 | はい・いいえ |
| ⑶　就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ている。【基準法８９】（常時１０人以上の労働者を使用する使用者以外の使用者は対象外） | はい・いいえ対象外 |
| ⑷　就業規則を労働者に周知させている。【基準法１０６】（常時１０人以上の労働者を使用する使用者以外の使用者は対象外） | はい・いいえ対象外 |
| ２ 労働時間 | ⑴　労働時間の管理並びに休憩、休日及び年次有給休暇の付与を適正に行っている。【基準法３２・３４・３５・３９】 | はい・いいえ |
| ⑵　時間外及び休日の労働に関する協定（３６協定）を締結し、労働基準監督署に届け出ている。【基準法３６】 | はい・いいえ対象外 |
| ３ 保険加入・安全衛生 | ⑴　労働保険及び社会保険の加入等の手続きを適正に行っている。 | はい・いいえ |
| ⑵　常時使用する労働者に対し、雇入時の健康診断及び定期健康診断を行っている。【安全法６６】 | はい・いいえ |
| ４ 賃金 | ⑴　賃金の全額を、直接労働者に、毎月１回以上、一定の期日を定めて支払っている。【基準法２４】 | はい・いいえ |
| ⑵　時間外、休日及び深夜の割増賃金を適正に支払っている。　【基準法３７】 | はい・いいえ |
| ⑶　賃金台帳を調製し、これに基づき適正に賃金計算を行っている。　【基準法１０８】 | はい・いいえ |
| ⑷　使用している全ての労働者の賃金単価で最も低いものは、右欄のとおりである。 | 　　　　 円/時間地域＿＿＿＿＿業種＿＿＿＿＿ |

※【基準法○○】：労働基準法第○○条・【安全法○○】：労働安全衛生法第○○条

【特記事項】（確認結果が「いいえ」の項目について、その理由、改善予定等を記入すること。）

|  |
| --- |
|  |

【記入要領】

１　各項目の確認結果の欄の「はい」、「いいえ」又は「対象外」のうち、該当するものを○で囲むこと。ただし、区分４の確認項目⑷の確認結果の欄には、金額並びに支払われる地域（都道府県）及び業種を記入すること。

２　区分４の確認項目⑷の確認結果の欄に記入する金額は、次の計算方法によること。

　⑴　時間給制の場合…時間給

　⑵　日給制の場合…日給÷１日の所定労働時間

　⑶　月給制の場合…月給÷１か月平均所定労働時間

　　　ただし、次の賃金を除外したもの。

　　①　臨時に支払われる賃金（結婚手当など）

　　②　１か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）

　　③　所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）

　　④　所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）

　　⑤　午後１０時から午前５時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）

　　⑥　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

※　記載漏れ、虚偽の記載等があった場合は、審査段階において失格とされ、又は指定が取り消されることがある。